

登録免許税の納付方法に関する留意事項

1 納付について

「労働者派遣事業許可」及び「職業紹介事業許可」の許可申請1件につき、登録免許税として90,000円の納付が必要です。(無料職業紹介事業の許可申請については、登録免許税の納付は必要ありません。)

なお、許可更新の際には、登録免許税を納付する必要はありません。

2 納付方法について

現金納付が原則です。許可申請者が国税の収納機関である日本銀行、日本銀行歳入代理店(銀行や郵便局)又は東京労働局を管轄する「芝税務署」で、登録免許税を納付し、領収証書(原本)を許可申請書とあわせて提出(貼付せず)してください。

納付書は、最寄りの税務署か東京労働局需給調整事業部で入手してください。

なお、領収証書(原本)を紛失した場合は、再度納付する必要がありますので、ご注意ください。

★ 納付書に記載する項目

- ・ 税目：221
- ・ 科目：「トウロクメンキョ」税
- ・ 税務署名：「シバ」税務署
- ・ 住所：法人住所
- ・ 税務署番号：00031095
- ・ 氏名：法人名

* 下記記載例を参考に記載してください。

《登録免許税の記載例》

記載例

記載する項目

(注意)3枚複写になっておりますので、ボールペンなどで強めに記載してください。

登録免許税に関するQ&A

Q1 登録免許税の納付書はどこで入手できますか？

A 最寄りの税務署で入手するか、もしくは、東京労働局需給調整事業部に備え付けております。(銀行や郵便局にはありませんのでご注意ください。)

Q2 最寄りの税務署から登録免許税の納付書もらったところ、税務署番号が記載されています。芝税務署の番号に訂正して納付することは可能ですか？

A 訂正しても問題ありません。ただし、納付する金融機関が受付してもらえるか確認ください。(金融機関が受付出来るなら問題ありません。)
なお、同様に会社名や住所などの記載で訂正する場合も訂正は可能です。

Q3 派遣事業と紹介事業の許可を申請する予定ですが、登録免許税をまとめて納付することは可能ですか？

A 派遣と紹介、それぞれの許可申請書に登録免許税の領収証書(原本)を添付する必要がありますので、別々に納付してください。
なお、間違っってまとめて納付した場合は、税務署にて還付請求を行いますので、領収証書(原本)を持参し相談してください。

Q4 登録免許税は電子やペイジーなどで納付することは可能ですか？

A 電子申請やペイジーでの納付はできません。現金で納付してください。

Q5 登録免許税は、許可更新の際にも納付する必要がありますか？

A 新規許可申請時のみ納付が必要です。

Q6 登録免許税の領収証書(原本)を提出することになっていますが、原本を提出すると、会社の経理担当に困るといわれています。コピーの提出では駄目ですか？他に方法はありますか？

A 許可申請には、登録免許税の領収証書(原本)を厚生労働大臣あて提出する必要があるため、コピーでの提出は不可です。